

News Release

『役員報酬サーベイ(2019年度版)』の結果を発表

社長報酬総額は売上高1兆円以上企業の中央値で9,946万円(前年比+0.9%)、株式関連報酬採用企業は60.2%(同+15.3ポイント)、報酬委員会設置企業は49.0%(同+9ポイント)に。

デロイトトーマツグループ(東京都千代田区、CEO:永田 高士)は、日本企業における役員報酬の水準、役員報酬制度の導入およびコーポレートガバナンスへの対応状況の実態調査『役員報酬サーベイ(2019年度版)』を実施し、結果をまとめましたのでお知らせします。

本サーベイは2002年以降実施している調査で、今年度は2019年7月~9月にかけて、デロイトトーマツコンサルティング合同会社と三井住友信託銀行株式会社が共同で実施しました。東証一部上場企業を中心に928社から回答を得ており、役員報酬サーベイとして日本最大規模の調査となっています。なお、本リリース記載の内容のほかにも、調査結果の一部を[別添資料](#)よりご覧いただけます。

【調査結果のサマリーとポイント】

■ 報酬水準は昨年対比でわずかに上昇。年々増加傾向に

売上高1兆円以上の企業(2019年度版においては52社)における社長の報酬総額水準は中央値で9,946万円(前年比+0.9%)。

■ 株式関連報酬は増加傾向にあり、特に株式交付信託・譲渡制限付株式の導入が進んでいる

60.2%の企業が株式関連報酬を既に導入していると回答し、昨年から15.3ポイント増加。現時点での導入済みの制度としては、「株式交付信託(信託の設定による株式付与)」が147社と最も多い。

■ コーポレートガバナンス・コードの改訂を受け、報酬委員会の設置および選解任基準の整備が進んでいる

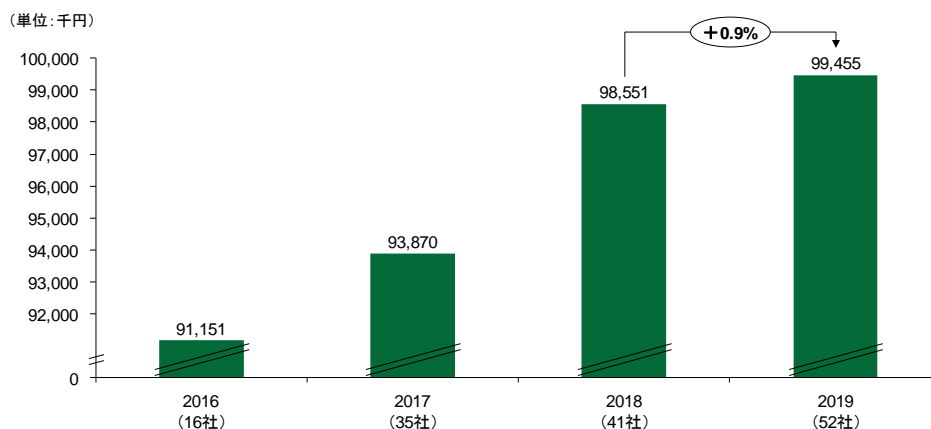
昨年6月の改訂版コーポレートガバナンス・コードの影響を受け、任意の報酬委員会を設置している会社は全体の49.0%と昨年より9ポイント増加。加えて、CEOの選解任に関する手続きにおいて、CEOの選任基準を整備している企業は対前年比21.1ポイント増加し、全体の28.7%にまで上った。

【『役員報酬サーベイ(2019年度版)』の調査結果】

■ 社長報酬総額の推移

・売上高 1 兆円以上の企業における社長の報酬総額は中央値で 9,946 万円となり、前年の 9,855 万円と比較し+0.9%となった。【図 1】

図1 社長報酬総額の水準推移
(売上高1兆円以上 中央値)



■ インセンティブ報酬

・明文化された役員評価制度を有する企業は、全参加企業のうち 228 社(24.6%)であった。また、明確な評価制度は存在しないものの、何らかの評価基準が存在する企業は 391 社(42.1%)で、合わせて 619 社(66.7%)の企業において役員の評価施策が実施されており、昨年の 51.9%より 14.8 ポイント増加している。

・短期インセンティブ報酬を採用している企業の割合は 69.8%(648 社^{*1})と昨年とほぼ変わっていない。一方で、採用されている短期インセンティブ報酬の種類を見ると、前年の業績等に応じて翌年の定期同額給与^{*2}に反映する「変動報酬の固定報酬化」を導入している企業の割合が対前年比 7 ポイント減少したのに対し「業績連動給与^{*3}」の割合が同 6 ポイント増加するなど、月額報酬に反映するのではなく年に一度まとまった報酬を支給する制度へシフトする企業が見られる。ただし、昨年度に引き続き「損金不算入型の賞与」を導入している企業が最も多いことから、多くの企業が設計の柔軟性を重視した制度を採用していることがうかがえる。

・株式関連報酬(長期インセンティブ報酬)を採用している企業の割合は 60.2%(559 社^{*4})と昨年の 44.9%から 15.3 ポイント増加した。採用されている長期インセンティブ報酬の種類では、「株式交付信託(信託の設定による株式付与)(147 社)」が、昨年首位だった「通常ストックオプション(131 社)」を抜いて最も多い結果となった。また、「譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)(116 社)」の導入企業数は昨年から 6.1 ポイント上昇しており、現在の導入状況ならびに今後の導入予定ともに高い水準となっている。長期インセンティブ報酬においては、今後導入を検討している制度の数値も踏まえると、引き続き譲渡制限付株式と株式交付信託の導入が進むと見込まれる。

*1:「短期インセンティブの有無」において「短期インセンティブあり(導入している)」を選択した企業、及び「変動報酬の固定報酬化の有無」において「あり」を選択した企業

*2:法人税法第 34 条第 1 項第 1 号に規定

*3:法人税法第 34 条第 1 項第 3 号に規定

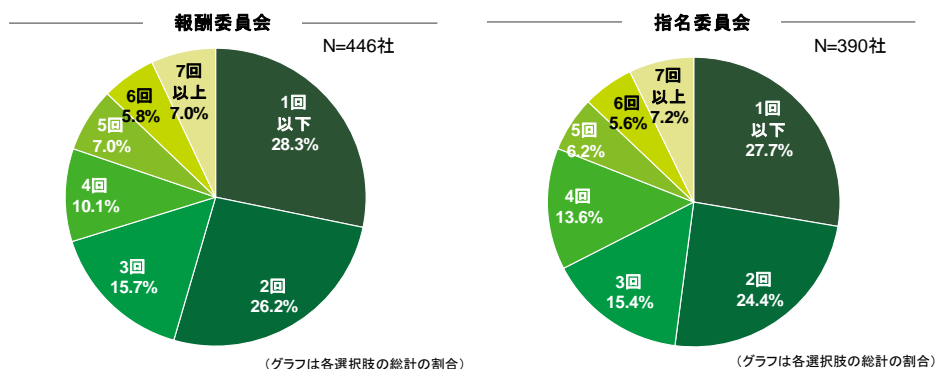
*4:「長期インセンティブの有無」において、通常ストックオプション、株式報酬型ストックオプション、有償ストックオプション、譲渡制限付株式(リストラクテッド・ストック)、パフォーマンス・シェア・ユニット、信託の設定による株式付与、その他現物株いずれかの株式関連報酬を採用している企業

■ コーポレートガバナンス

・指名委員会等設置会社を除く 910 社のうち、任意の報酬委員会を設置している企業の割合は 49.0%(446 社)と前年より 9 ポイント増加、任意の指名委員会を設置している企業の割合は 42.9%(390 社)と前年より約 9 ポイント増加している。

・任意の報酬委員会・指名委員会の設置率は上昇したものの、年間開催回数は、ともに年 1~2 回の企業が半数以上を占めており、昨年度の水準(報酬委員会で 54.5%、指名委員会で 52.1%)から大きな変動は見られず、形式的な議論にとどまっている可能性がある。【図 2】

図2 任意の報酬委員会・指名委員会の年間開催回数



・昨年 6 月に公開された改訂版コーポレートガバナンス・コードの影響を受け、CEO の選任基準を整備している企業が 266 社と全体の 28.7%(前年比+21.1 ポイント)と大幅に上昇した。CEO の解任基準においても全体の 27.7%にあたる 257 社が整備しており、CEO の選解任に関する手続きの客観性・透明性担保に対応する企業が見られる。なお CEO 以外の役員についても、選任基準を整備している企業が 380 社(40.9%)、解任基準を整備している企業が 315 社(33.9%)と、前年から増加して 4 割程度となった。

【図 3-1】【図 3-2】

・指名基準に関連して、後継者計画を整備している企業は、CEO は全体の 159 社(17.1%)、その他役員は 117 社(12.6%)であったが、今後整備する予定の企業も含めると、CEO は 604 社(65.1%)、その他役員は 559 社(60.2%)と徐々に後継者計画の整備が進むと見込まれる。

図3-1 選任基準の整備状況 「基準あり」企業の割合

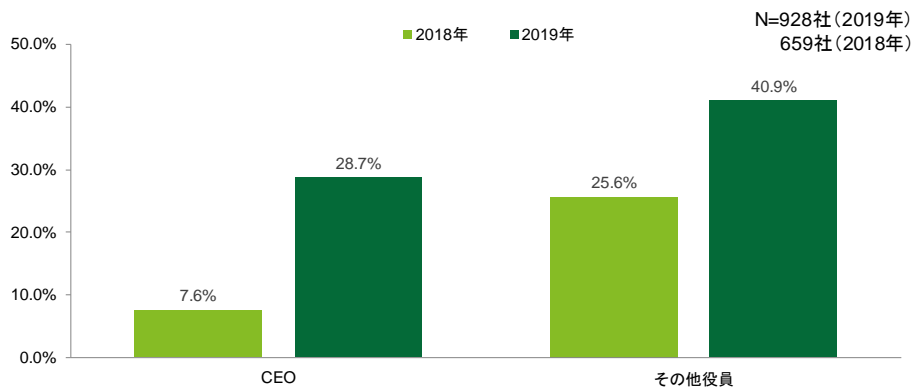
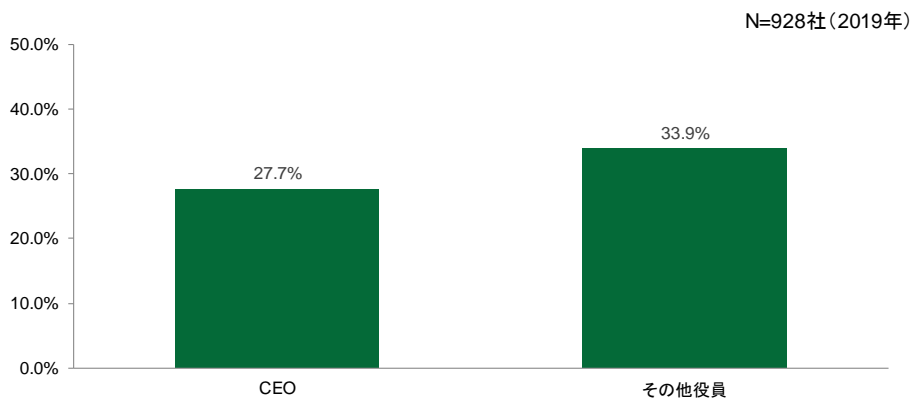


図3-2 解任基準の整備状況 「基準あり」企業の割合



【調査概要】

調査期間	: 2019年7月～2019年9月
調査目的	: 日本企業における役員報酬の水準、役員報酬制度やガバナンス体制、コーポレートガバナンス・コードへの対応状況等の現状に関する調査・分析
参加企業数	: 928社(集計対象役員総数 17,052名) 上場企業 901社(うち東証一部 614社)、非上場企業 27社
参加企業属性	: 製造業 412社(うち医薬品・化学 90社、電気機器・精密機器 89社、機械 63社等)、非製造業 516社(うちサービス 105社、情報・通信 101社、卸売 83社等)

上場区分	企業数	割合
東証一部上場	614	66.2%
東証二部上場	101	10.9%
その他上場	186	20.0%
非上場	27	2.9%
総計	928	100%

*「東証マザーズ」「東証ジャスダック」を含む

企業数	業種	企業数	割合
製造業 (412社)	食料品	31	3.3%
	医薬品・化学	90	9.7%
	機械	63	6.8%
	輸送用機器	26	2.8%
	素材(金属)*1	46	5.0%
	素材(非金属)*2	44	4.7%
	電気機器・精密機器	89	9.6%
	その他製造	23	2.5%
非製造業 (516社)	公共インフラ・運輸・倉庫関連*3	49	5.3%
	情報・通信	101	10.9%
	卸売	83	8.9%
	小売	66	7.1%
	金融*4	38	4.1%
	建設	46	5.0%
	不動産	28	3.0%
	サービス	105	11.3%
総計		928	100%

*1:「鉄鋼」「非鉄金属」「金属製品」を含む

*2:「繊維製品」「パルプ・紙」「石油・石炭製品」「ゴム製品」「ガラス・土石製品」を含む

*3:「電気・ガス業・熱供給・水道業」「陸運」「海運」「空運」「倉庫・輸送関連」を含む

*4:「銀行」「証券、商品先物取引」「保険」「その他金融」を含む

<役員報酬サーベイ(2020年度版)について>

役員報酬サーベイは、2020年度も継続して実施する予定です。

詳細が確定しましたら、別途当社 Web ページにてご案内します。

なお、調査協力企業にはサーベイ結果報告書(今年度は 418 ページ)を提供する予定です。

<役員報酬・指名制度改革に関するサービスのご案内>

役員制度に関する専門チームが、企業価値向上に向けたコーポレートガバナンス強化とアカウンタビリティ等を実現する仕組み作りをご支援致します。詳細は以下の Web ページをご覧ください。

■ 役員報酬・指名制度改革 企業価値向上を実現するガバナンスの仕組み作り

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/human-capital/solutions/hcm/officer-system-reform.html>

<報道機関の方からの問い合わせ先>
デロイトトーマツ グループ広報担当 青堀
Tel: 03-6213-3210 Email: press-release@tohatsu.co.jp

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。